# 今後の取組みについて

資料３

## １　これまでの取組み

○　第一期（平成22年10月～平成24年９月）

　・　県民からの意見を基に、県民、事業者、行政が協働して取り組むべきことを、提案書「みんなで創るバリアフリーの街づくり」としてとりまとめた。

○　第二期（平成24年10月～平成27年３月）

　・　県民会議を構成する各団体による提案内容の実践、提案書の内容を県民に発信して広く理解してもらえるような普及啓発、県民からの意見収集やモニタリングの実施等を通じた各主体による取組内容の検証を行った。

　　（例：第１回バリアフリーフェスタを開催した。）

○　第三期（平成27年４月～平成29年３月）

　・　第二期の取組内容をさらに発展させ、県民理解に向けた情報発信を実施した。

　　（例：テーマを設けたバリアフリーフェスタを開催した。）

## ２　ともに生きる社会かながわ憲章の策定

　○　津久井やまゆり園事件が、障がい者に対する偏見や差別思考から引き起こされたと伝えられたことから、このような事件が二度と繰り返されないよう、県議会の議決を得て、平成28年10月14日に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。

　○　今後は、この憲章の理念を踏まえ、ともに生きる社会かながわの実現に向けて、県全体で取り組んでいく。

## ３　第四期県民会議での活動内容（案）

　　「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、第四期の県民会議の活動を展開していく。

○　バリアフリーフェスタは、県内の様々な場所において開催する。

○　各団体の実践事例や先進事例のモニタリングを実施する。

○　「県民会議からの提案書」を取りまとめ、県民に広く深く周知させ、ともに生きる社会かながわの実現に向けて、県民会議全体として情報発信を行っていく。